

全国地域包括ケアシステム連絡会規約

(目的)

第1条 この連絡会は、「地域包括ケアシステム」の理念に基づき、市民が住み慣れた地域で生涯を全うすることができるよう、全国の社会福祉法人、協同組合、医療法人等が、自らが運営する地域社会で貢献することをめざし、関係団体間の交流と連携に努めることを目的とする。

(名称)

第2条 この連絡会の名称を、「全国地域包括ケアシステム連絡会（以下「この会」という）」とする。

(事業)

第3条 前条の目的を遂行するために、以下の事業をおこなう

- (1) 会員相互の交流と連携
- (2) 「地域包括ケアシステム」の普及・啓発、そのための広報
- (3) 「地域包括ケアシステム」を推進するための学習・研修・交流
- (4) 「地域包括ケアシステム」にかかわる政策提言
- (5) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 この会は、前条の目的に賛同し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域包括ケアシステムに関わっている社会福祉法人
- (2) 地域包括ケアシステムに関わっている協同組合
- (3) 地域包括ケアシステムに関わっている医療法人
- (4) 上記以外の地域包括ケアシステムに関わっている法人又は団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、理事会が必要と認める者

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 2名以内
- (3) 役員任期は2年とする。但し、役員任期は、事業年度の最終の総会の終結の時までとする。

(報酬)

第6条 役員は無報酬とする。但し、この会の活動に必要な経費を弁償することができる。

(理事会)

第7条 この会の運営のために理事会を設置する。

- 2 理事会は、代表理事1名、副代表理事若干名、事務局長1名を互選する。
- 3 理事会は年2回開催し、その他必要に応じて臨時に開催する。理事会は代表理事が召集する。
- 4 理事会は以下の事項をおこなう。
 - (1) 総会の議案決定
 - (2) 総会決定に基づく年度事業計画の執行
 - (3) 会員の加入、脱退の承認
 - (4) その他、この会の目的達成のために必要な事項

(連絡会総会)

第8条 この会の運営のために連絡会総会を設置する。

- 2 連絡会総会は、代表理事が招集し、議長及び書記、議事録署名人の選任は総会にはかるものとする。また、事務局長が会務の運営にあたる。
- 3 連絡会総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは代表理事が決するところによる。
- 4 代表理事が必要と認めたときは、連絡会総会に会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 連絡会総会は以下の事項をおこなう
 - (1) 年度事業報告及び決算
 - (2) 年度事業計画及び予算
 - (3) 規約の改廃
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他規約で定められた事項

(会員の種類と会費)

第9条 この会への加入を希望する者は、会員の申し込みに際し、会員の種類ごとに年会費を支払う。

- 2 会員の種類は、正会員と準会員とする。
- 3 正会員は、連絡会総会において議決権（議決権1）を持つ会員をいう。
- 4 準会員は、議決権を持たず、団体の趣旨に賛同し、資金面で支援する会員をいう。個人は準会員として加入できるものとする。
- 5 この会の会費は、以下のとおりとする。
 - (1) 正会員 5万円、但し、特定非営利活動法人(NPO法人)は3万円
 - (2) 準会員・個人 3万円、但し、特定非営利活動法人(NPO法人)は15,000円
- 6 会員は、事業年度の終了を待たずに脱退した場合であっても、年会費の返還を請求することができない。

(議事録)

第10条 この会の議事については、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した会員から選出された議事録署名人 2 名が署名押印する。

(運営費用)

第 1 1 条 この会がおこなう企画及び行事に係る費用については、別途徴収することができる。

(事務局)

第 1 2 条 この会の事務局を社会福祉法人 協同福社会 法人本部（奈良県大和郡山市宮堂町字青木 1 6 0 番 7）に置く。

(事業年度)

第 1 3 条 この会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、3 月 3 1 日に終わるものとする。

付則

この規約は、2 0 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

この規約は、2 0 1 9 年 6 月 2 9 日に一部改定し、2 0 1 9 年 7 月 1 日から施行する。